次期電波利用料に関する意見

2010年5月12日

株式会社NTTドコモ



NTTドコモの意見①

○電波利用料の使途について

- ・電波利用料制度は電波の適正な利用確保に関し、電波利用共益費を受益者が分担する制度である。今年度は歳入が712億円に対し歳出が622億円であり、負担をしている免許人として、歳入全てが電波利用共益事務への確実な歳出に充てられるよう要望する。
- ・使途についての要望
- ①電波資源拡大のための研究開発
 - ・モバイル分野のトラヒックは、2007年に比較して5年後には約16倍、10年後には約220倍へ増大するとの試算が示されている。現行制度は、「概ね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発、等」を対象としているが、電波資源の拡大や周波数有効利用率の向上には、長期的な視野に立った研究が必要不可欠であり、研究開発技術の対象を拡張することを要望する。
 - ・周波数再編に伴うシステム間干渉について技術基準策定の際に机上検討を行っている。 しかし、机上検討では何らかの前提条件が必要となるため、最悪条件に基づく冗長な保護基準策定、想 定外の干渉発生などの懸念がある。今後、より稠密な周波数運用を行うためには、必要に応じて机上検 討の確認のためのフィールドでの検証試験を行うことが有効と考える。
- ②電波の安全性に関する調査 電波の生体への影響に関してはWHOの研究課題に沿った、国等の公的機関による研究の積み重ねが重要であり、電波利用料の適用による継続的研究が必要と考える。
- ③携帯電話エリア整備支援事業 今後の条件不利地域におけるエリア化は、これまで以上にエリア内のお客様が少なく収支が厳しい状況と なることが想定される。エリア化に当って事業者の負担が軽減できるよう今後も継続して電波利用料から の補助金交付が必要と考える。
- ④電波監視業務 携帯電話サービスに妨害を与える携帯電話用不法ブースターの摘発や調整不良あるいは設置不良の CS・BSTV用ブースターの適正化等クリーンな電波利用環境の維持が不可欠と考える。

NTTドコモの意見②

○電波利用料の予算規模について

電波利用共益費用に対する免許人の応分な負担は前提であるが、予算規模拡大は免許人の負担の増加となる。電波利用料制度導入以来、予算規模は毎年拡大の一途をたどっているため、予算規模の現状維持が 適当であると考える。

○電波利用料の料額について

- ・受益と負担の公平性を確保した料額に設定し、負担のアンバランスの解消を要望する。
- ・料額に係る要望
- ①携帯電話との融合サービスの展開に伴い、情報家電、自動車および産業機器への携帯端末(モジュール)の 搭載の拡大が想定される。携帯電話端末の増加に伴い負担総額が毎年増加するため、携帯電話端末の 料額の引き下げを要望する。
- ②個人宅への提供を開始しているフェムトセル基地局は、需要の拡大が想定される。今国会に提出された「放送法等の一部を改正する法律案」の成立に伴い、低空中線電力のフェムトセル基地局は包括免許の対象となることから通常基地局に比べ料額の引き下げを要望する。